

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 公園緑地課

許認可等の内容		公園内における行為の許可
根拠法令等及び条項		栃木市公園条例第3条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	10日
審査 基準	根拠条項	栃木市公園条例第3条第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 2年 9月28日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市都市公園及び都市公園以外の公園(以下「公園」という。)内の行為の許可基準</p> <p>1 公園内における行為の許可申請に対する許可</p> <p>公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>次の行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</p> <p>2 公園内の行為の禁止</p> <p>公園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについてはこの限りではない。</p> <p>(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 竹木等を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(3) 土地の形質を変更すること。</p> <p>(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。</p> <p>(6) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(7) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、駐車し又は停車すること。</p> <p>(8) 公園をその用途以外に利用すること。</p>	